産業廃棄物処理施設 処理施設 (変更)許可 使用前検査申請書 提出書類等一覧表

申請者氏名:電話番号:担当者 所属・氏名:メールアドレス:

	11	ŕ	,,,						
	項目		最終		中間施設			確認欄	
No				焼却施設等		その他			
110	(=7 ±1 ±1 = 7 65 \							申請者	県
	(記載事項等)	設直	変更	設直	変更	設直	変更		
	使用前検査申請書(省令様式第19号)	0	0	0	0	0	0		
	施設配置図(平面図)	Ť	Ť						
'									
	[最終処分場]								
	事務所、管理棟、事業区域、埋立地、関連付帯設備(展開場所、水処								
	① 理施設、区域杭(事業区域及び埋立地)、最終処分場の立札、火気注	0	0						
	意の立札、覆土用土砂の置場等)の位置	•							
		1							
	② 搬入(搬出)経路(搬入(出)口から主要道路)								
	[中間施設]								
	事務所、処理施設(中核設備等は位置を明示)、環境保全設備(詳細	1							
				0	0	0	0		
	¹ 情報、距離等)、保管施設			_	_	_	_		
	② 搬入(搬出)経路(搬入(出)口から主要道路)								
2	施設構造図								
	[最終処分場]								
l	① 平面図等								
l	・事業区域、埋立区域、関連付帯設備(※を含む)、保安距離	1							
		4							
	[管理型]保有水等集配水設備、発生ガス排除設備、浸出液処理設								
l	※ 備、貯留槽、遮水シート、調整池(各詳細図及び遮水シートの仕								
l	様資料添付)								
		1							
	※ [安定型]浸透水の採取設備(詳細図添付)								
	・周囲の囲い、門扉、丁張、基準高(一般図添付)								
		1							
	② 縦横断面図等								
	・事業区域、埋立区域、関連付帯設備、保安距離、切土高、盛土高、	0	0						
	法面勾配、小段								
		-							
	・実測求積図(事業区域における施設全体面積、埋立区域における埋								
	③ ・美渕水慎図(事業区域における施設主体国債、埋立区域における埋立面積)								
	④ 埋立計画	1							
	・埋立方式								
	・埋立前、埋立後(廃棄物層、覆土層)の構造(工期ごと)								
	・埋立処分終了後の維持管理の内容								
	・埋立開始後の使用前検査(途中でえん堤を築造する場合)	1							
	[中間施設]								
	① 平面図、立面図								
	・建屋、中核設備、環境影響設備、その他付帯設備、保管施設								
	・構造基準・維持管理基準に該当する設備(センサー等位置、操作盤								
	の場所等を含む)								
		1				6			
	・処理工程図との整合(途中投入・排出)	1		0	0	0	0		
	・環境影響設備のメーカー、型番、資料(検査値等、構造・素材等)								
	② 詳細図	1							
		1							
	・中核設備のメーカー・型番、平面・断面・部品構造	1							
	・処理前・後の保管施設の平面・断面、算定結果(面積・容量)								
3	処理施設の付近の見取図(案内図)	0	0	0	0	0	0		
_			 	<u> </u>	S	9	<u> </u>		
4	処理工程図	↓ /	/						
l	・廃棄物の受入(発生工程)から処理前保管、各工程の処理(機器名等付	/	/						
	記)	/	/	0	0	0	0		
		1 /	/	۳	٠	٠	۳		
	・排ガス、排水の処理に関する工程図(該当がある場合)	1/	/						
	・処理前・後の保管施設の平面・断面、算定結果(面積・容量)	<u>/</u>	/						
5	竣功写真								
l		1							
	施設の全景、中核設備、環境影響設備、その他付帯設備、保管施設の								
I	─ もの及び設置位置や型番がわかるもの(各写真に名称を記載)	0	0	0	0	0	0		
		⊢ ັ	٠	Ů	٠	٠	٠		
I	② 地質図(地下水採取井戸の適切性を流向、深度、地層(耐水層)等で								
I	['] 判断できるもの、地盤の安定性等を示すもの)								
<u> </u>		-	-		_	_	_		
6	当該使用前検査に係る処理施設設置(変更)許可証の写し	0	0	0	0	0	0		
7	叔卿亦再答見山事の史」(計画後に少計佐郎の様性と赤正していて担へ)		6	\vdash	6		6		
_ /	軽微変更等届出書の写し(許可後に当該施設の構造を変更している場合)		0		0		0		

注)②:必ず添付が必要な書類

〇:該当すれば添付が必要な書類

確認欄については、該当がない場合は斜線を引くこと

提出部数(正副3部)	
鑑の返却方法:来所・送付(切手貼付封筒・その他(